



# 山形県公報

平成19年6月26日(火)  
第1852号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則の一部を改正する規則.....(管理課)...1011

### 告示

県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
.....(庄内総合支庁農村計画課)...1012  
昭和44年12月県告示第1320号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正.....(河川砂防課)...同  
開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1013

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同  
一般競争入札の公告.....(児童家庭課)...1014  
特殊肥料の検査結果の概要.....(工コ農業推進課)...1015  
普通肥料の検査結果の概要.....(同)...1017

### 正誤

## 規則

山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月26日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第81号

山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則の一部を改正する規則

山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則(平成3年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

山形県告示第676号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営伊蔵堰地区土地改良(かんがい排水事業)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月26日

山形県知事 齋藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営伊蔵堰地区土地改良事業計画書(県営かんがい排水事業)の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

平成19年 7月 9日から同年 8月 7日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営黒森地区土地改良（特定農業用管水路等特別対策）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営黒森地区土地改良（特定農業用管水路等特別対策）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

平成19年 6月28日から同年 7月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第678号

昭和44年12月県告示第1320号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成19年 6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第45項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番     | 標 柱 番 号 |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|
| 酒 田 市 |     | 飛 島 | 勝 浦 乙 | 1 - 113 | 1号      |
|       |     |     |       | 1 - 165 | 2号      |
|       |     |     |       | 1 - 119 | 3号      |
|       |     |     |       | 1 - 32  | 4号      |

|  |  |  |       |           |          |
|--|--|--|-------|-----------|----------|
|  |  |  | 勝 浦 甲 | 254       | 5号       |
|  |  |  |       | 208       | 6号       |
|  |  |  |       | 114 - 59  | 7号       |
|  |  |  |       | 113       | 8号       |
|  |  |  |       | 108       | 9号       |
|  |  |  |       | 88 - 1    | 10号      |
|  |  |  |       | 64        | 11号      |
|  |  |  |       | 12        | 12号      |
|  |  |  | 勝 浦 乙 | 136       | 13号      |
|  |  |  |       | 1 - 167   | 14号      |
|  |  |  |       | 101       | 15号      |
|  |  |  | 勝 浦 甲 | 114 - 6   | 16号及び17号 |
|  |  |  |       | 114 - 100 | 18号      |

## 山形県告示第679号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年 5月25日 指令村総建第5002号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金谷字金ヶ瀬1120番 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市城南町一丁目 1番 1号  
株式会社 メディカルハートランド

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

## 目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 やまなみ

## (2) 代表者の氏名

日原 元子

## (3) 主たる事務所の所在地

山形市大字土坂字潤坂270 - 1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、学校制度の中で学校に行けずに悩み苦しむ、不登校児童・生徒の支援を中心に、子どもの健全育成を図る活動を展開し、地域社会との協力関係の確立と共生を図り、学校教育、家庭教育及び社会教育に貢献することによって、世代間を越えて、すべての人が心豊かに暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県児童扶養手当・特別児童扶養手当電算システム用機器賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成19年7月9日(月) 午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県児童扶養手当・特別児童扶養手当電算システム用機器賃貸サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年8月1日から平成24年7月31日

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 2の(1)の役務に関し、迅速なアフターサービスを行う態勢が整備されていることを証明できること。

(3) 提供されるサービスが、仕様書の仕様を満たすことを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部児童家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2263

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書(以下「証明書」という。)を平成

19年7月5日（木）正午までに提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

---

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成19年1月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成19年6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>名<br>出<br>品<br>(商<br>名) | 検<br>査<br>の<br>結<br>果 |                        |                       |                      |                           |                       | 備<br>考 |             |                            |
|--------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|--------|-------------|----------------------------|
|              |                            |                              | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | りん<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% |        | 炭<br>素<br>比 | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% |
| たい肥          | 有限会社蔵王ファーム                 | 牛ふん堆肥                        | 1.54                  | 2.79                   | 2.48                  |                      |                           | 11.4                  | 46.3   |             | 現物                         |
|              | 田村畜産株式会社                   | 希望(のぞみ)                      | 1.09                  | 1.56                   | 1.75                  |                      |                           | 18.5                  | 40.0   |             | 現物                         |
|              | 有限会社鮭川環境アグリ                | 豚ふん堆肥さけまるくん                  | 1.75                  | 3.06                   | 1.64                  | 69.7                 | 237.6                     | 12.4                  | 42.0   |             | 現物                         |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成19年1月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成19年 6月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 肥料の種類等    | 保証票添付者     | 肥料の名称       | 検査の概要       |        |        |        | 備考 |
|-----------|------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|----|
|           |            |             | 分析項目        | 検査指摘事項 | 保証票の検査 | その他の検査 |    |
|           |            |             |             |        |        |        |    |
| 肉骨混合有機質肥料 | 丸善食品工業株式会社 | スーブ淨骨粉(粉)   | 主成分TN、TP、TK |        |        |        |    |
|           | コ-ロ株式会社    | 豆腐かず混合米ぬか油粕 | 主成分TN、TP、TK |        |        |        |    |

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量



正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ    | 行   | 誤                              | 正                           |
|------------|--------------|--------|-----|--------------------------------|-----------------------------|
| 平成18. 9.30 | 号外( 37 )     | 1      | 3   | 山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部を廃止する規則 | 山形県知的障害者福祉法の施行に関する規則を廃止する規則 |
| 平成19. 3.16 | 第1824号       | 348    | 31  | 第 3 条第 1 項第 5 号                | 第 3 条第 1 項第 6 号             |
| 同          | 同            | 同      | 32  | 同項第 6 号                        | 同項第 7 号                     |
| 同          | 同            | 同      | 33  | 同項第 7 号                        | 同項第 8 号                     |
| 同          | 同            | 同      | 34  | 同項第 8 号                        | 同項第 9 号                     |
| 同          | 同            | 同      | 35  | 同項第 9 号                        | 同項第10号                      |
| 同          | 同            | 同      | 同   | 同項第10号                         | 同項第11号                      |
| 同          | 同            | 同      | 37  | 同項第12号                         | 同項第13号                      |
| 同          | 同            | 同      | 同   | 同項第13号                         | 同項第14号                      |
| 同          | 同            | 同      | 39  | 別記様式第 4 号の 2                   | 別記様式第 4 号の 2 の 2            |
| 同          | 同            | 同      | 同   | 障害児施設給付費兼特定入所障がい児食費等給付費支給申請書   | 障害児施設給付費兼特定入所障害児食費等給付費支給申請書 |
| 同          | 3.20         | 第1825号 | 400 | 平成19年 3 月 日                    | 平成19年 3月20日                 |
| 同          | 同            | 同      | 401 | 1                              |                             |

誤

|          |          |
|----------|----------|
| 置賜広域病院組合 |          |
|          | 公立置賜総合病院 |

正

|          |          |
|----------|----------|
| 置賜広域病院組合 | 管理者部局    |
|          | 公立置賜総合病院 |

平成19年 6月26日印刷  
平成19年 6月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056